幽域發金二五一久



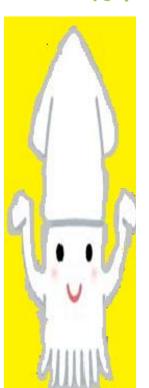
発 行 小松市防犯協会

(小松警察署生活安全課内) Tel·Fax 22-9210

平成30年4月発行



☆約束を守って楽しい学校生活を送りましょう☆



不審者にあったとき



保護者の方へ ~大人が子供のために出来ること~

- 「いかのおすし」を一緒におぼえましょう。
- ・遊びに行く時は、誰とどこに行くか、何時に帰って来るかを把握しておきましょう。
- ・ひとりで留守番をしているときは、訪問者が来ても出ないよう教えましょう。



子ども110番の家を教えましょう

- ▼子どもが被害に遭ったり、遭いそうになったときの保護
- ▼警察への通報・連絡
- ▼**負傷・病気等の応急手当** をするための緊急避難場所です。 コンビニ、理容店、飲食店、ガソリンスタンド、郵便局、民家など**約400軒**を 「子ども 110 番の家」に委嘱しています。

「子ども 110 番の家」の家には左のような標示板が取り付けてあります。 みなさんの町にある「子ども 110 番の家」をお子さんと一緒に確認するなどして、 **緊急の時に避難できるよう教えてあげて下さい**。